

内訳書

区分		1人当たりの委託料単価	支払い条件
特定保健指導※1	動機付け支援	未定	・面接による支援終了後に委託料単価の6/10を支払※2 ・残る4/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援	未定	・初回面接による支援終了後に委託料単価の3/10を支払※2 ・残る7/10（内訳としては3か月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が2/10）は実績評価終了後に支払 ・3か月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、委託料単価の5/10に実施済みポイントの割合（実施済みポイント数/契約ポイント数）を乗じた金額を支払 ※3

※1 特定保健指導の各回支払額が分割比率の割合で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※2 集団健診において初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目を実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回面接分割1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として初回面接分を全額費用請求ができることとする。なお、対象者への連絡忘れなど実施機関の責により実施できなかった場合や初回分割面接1回目より3か月以内に「初回未完了」の報告がない場合は費用請求はできない。

イ. 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

ロ. 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが連絡が取れなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、支援遅延等の報告書に記載し、初回分割面接1回目より3か月以内に報告すること。
※必要に応じて、保険者に連絡し、協力を求める。

ハ. 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡が取れたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、このような場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回分割面接2回目を終了させる）よう試みること。

※3 契約ポイント数（積極的支援における実施しなければいけないポイント数）は180ポイントとする。